

## 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十七号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第六条第十号」の下に「及び第十五号」を加える。

第六条に次の一号を加える。

十五 現に同居し、又は同居しようとする親族がない六十五歳以上の者

第七条第一項中「条例第十三条第二項又は」を削り、同条第四項中「同号の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）」を「緊急時等連絡先」に改め、「及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類」を削る。

第十条（見出しを含む。）中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第十条の二から第十条の七までを削る。

第十一条中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第十二条の見出し中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第一項中「連帯保証人の」を「緊急時等連絡先の」に、「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改め、同条第二項中「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅緊急時等連絡先と」に改め、「及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類」を削り、同条第三項中「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改める。

第十三条の三第一号中「及び第三号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「地位承継承認に条例第十六条第五項」を「条例第十六条第二項の承認に同条第四項」に改め、同条を同条第二号とする。

第十三条の六第一項中「第十条の五第一号」を「第一号」に、「次の各号」を「第二号から第四号まで」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 次のいずれにも該当しないこと。

イ その他の収入が条例第六条第一項第二号イからハまでに掲げる場合に依り、当該イからハまでに掲げる金額を超えることとなるとき。

ロ 条例第六条第一項第五号に規定する金銭を滞納しているとき。

ハ 条例第二十九条の二第一項の規定による認定を受けているとき。

ニ 条例第四十三条第四項各号のいずれかに該当するとき。

第十三条の六第二項中「第十三条の六第一項第二号」を「第十三条の六第一項第三号」に、「第十三条の六第一項第三号」を「第十三条の六第一項第四号」に改める。

第十四条第一項中「特例地位承継承認有効期間又は」を削り、同条第三項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同項各号を次に改める。

一 入居権利者の死亡又は退去の事実を証する書類

二 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

三 条例第十六条第二項第一号の緊急時等連絡先（以下「地位承継緊急時等連絡先」という。）の印鑑証明書

四 その他知事が必要と認める書類

第十四条の二の二の見出し中「地位承継連帯保証人」を「地位承継緊急時等連絡先」に改める。

第十四条の二の三から第十四条の二の六までを次のように改める。

第十四条の二の三から第十四条の二の六まで 削除

第十四条の二の七中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第十四条の二の八中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改め、同条第一号ロ(3)中「又は特例入居承認有効期間」を削り、同号ロ(3)中「又は特例地位承継承認有効期間」を削る。

第十四条の二の十中「特例地位承継承認有効期間又は」を削る。

第十四条の二の十一中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に、「第十条の五第一号」を「第十三条の六第一項第一号」に改める。

第十四条の二の十二中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、同条第一号イ(2)(3)を次のように改める。

(三) 当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間（以下「建替移行期間」という。）

第十四条の二の十三第一項第二号中「県営住宅連帯保証人に関する報告書」を「県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により地位承継承認有効期間を延長しようとするときは、当該期限付地位承継者に対し、様式第七号の五の県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書を交付するものとする。

第十四条の二の十三に次の一項を加える。

3 知事は、条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により地位承継承認有効期間を延長することとしたときは、当該期限付地位承継者に対し、様式第七号の六の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書を交付するものとする。

第十四条の二の十四第一項第一号イ中「条例第十三条第一項に規定する入居申込者（以下この項及び次条において「入居申込者」という。）」を「入居申込者」に改める。

第十四条の五中「第十条の五第一号」を「第十三条の六第一項第一号」に改め、同条第一号イ中「病気等の事情」を「入居権利者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情（次号イ及び第三号において「病気等の事情」という。）」に改め、同条第二号中「第十四条の二の十四第一項第一号ロ」の下に「及び第二号」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条の六第一号ロを次のように改める。

ロ 病気等の事情が解消するまでに必要な期間（次号ハ及び第三号ロにおいて「療養等に要する期間」という。）

第十四条の六第三号を削り、同条第四号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前条第五号」を「前条第四号」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条の七第一項第三号中「県営住宅連帯保証人に関する報告書」を「県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書」に改める。

第二十八条中「、第十条の三から第十条の五まで、第十条の七」及び「、第十四条の二の四」を削り、「第十四条の二の十三第一項」を「第十四条の二の十三」に改める。

様式第二号及び様式第三号中

男・女  
を

に改める。

様式第五号の二中

「第13条第3項において準用する第16条の2第3項」  
「第16条の2第3項」

を「第16条の2第3項」に改める。

様式第六号及び様式第六号の二を次のように改める。

様式第6号（第7条、第14条関係）

（表面）

| 入力区分 | 所管 | 受付番号 | 団地コード | 住宅コード | 入居年月日 | 区分 | 印鑑証明 | 入居請け書 |
|------|----|------|-------|-------|-------|----|------|-------|
| A22  | W  |      |       |       |       |    |      |       |

埼玉県県営住宅入居請け書

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

年 月 日

|         |           |            |          |        |       |  |  |          |
|---------|-----------|------------|----------|--------|-------|--|--|----------|
| 入居権利者   | フリガナ      |            |          |        |       |  |  | 印鑑       |
|         | 氏名        |            |          |        |       |  |  |          |
|         | 住所        | 都・道<br>府・県 | 区<br>市・郡 | 町・村    |       |  |  |          |
|         | 自宅電話番号    |            |          | 携帯電話番号 |       |  |  |          |
| 緊急時等連絡先 | フリガナ      |            |          |        |       |  |  | 登録<br>印鑑 |
|         | 氏名        |            |          |        |       |  |  |          |
|         | 入居権利者との関係 |            |          |        | 続柄コード |  |  |          |
|         | 自宅電話番号    |            |          | 郵便番号   |       |  |  |          |
|         | 携帯電話番号    |            |          |        |       |  |  |          |
|         | 住所        | 都・道<br>府・県 | 区<br>市・郡 | 町・村    |       |  |  |          |
|         | 勤務先電話番号   |            |          |        |       |  |  |          |
| 勤務先名称   |           |            |          |        |       |  |  |          |

1 県営住宅の入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたいので、提出します。なお、別記（裏面）1から7までの事項その他埼玉県県営住宅条例及び埼玉県県営住宅条例施行規則に規定された事項を厳守し、誠実に履行することを誓約します。

(1) 所在地

(2) 県営住宅の名称及び住宅番号 県営.....住宅.....号棟.....号室.....

(3) 家賃（月額）.....円。ただし、家賃の変更があつたときは、その額。

2 緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）の個人情報については、入居権利者が責任をもって緊急時等連絡先から提供の同意を得ます。

3 緊急時等連絡先は、別記（裏面）7記載のとおり、情報の提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

備考 1 緊急時等連絡先の印鑑証明書を添付すること。

2 続柄コードは（子21、子の配偶者31、父41、母42、義父45、義母46、祖父51、祖母52、配偶者の祖父53、配偶者の祖母54、孫55、兄61、弟62、姉63、妹64、義兄65、義弟66、義姉67、義妹68、おじ71、おば72、おい73、めい74、いとこ75、上司81、同僚82、友人83、その他99）とする。

(裏面)

別記

- 1 入居者(県営住宅に入居後の入居権利者をいう。以下同じ。)は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の承認を受けます。
  - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
  - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
  - (3) 緊急時等連絡先を変更しようとするとき。
  - (4) 住宅の様様替え等をしようとするとき。
  - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)に届け出ます。
  - (1) 同居者に異動があつたとき。
  - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、埼玉県県営住宅条例第29条の2第2項、第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しを請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。

(明渡し請求を受けることとなる事例)

  - (1) 不正な行為により入居したとき。
  - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
  - (4) 埼玉県県営住宅条例に基づき、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)から高額所得者と認定されたとき。
  - (5) 正当な理由がないのに引き続き15日以上住宅を使用しなかつたとき。
  - (6) 他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (7) 入居者又は同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
  - (8) その他埼玉県県営住宅条例又は当該条例に基づく知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の指示に違反したとき。
  - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 6 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 7 入居者は、県営住宅の適正な管理のため、次の場合には知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)が、緊急時等連絡先に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。
  - (1) 入居者が死亡する等、緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
  - (2) 入居者が、他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (3) 入居者が、家賃を滞納したとき。
  - (4) 入居者が、住宅の明渡しに伴う一切の費用を支払わなかつたとき。
  - (5) 入居者と意思疎通を図ることが困難であると認めるとき。
  - (6) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第6号の2（第7条、第14条関係）

(表面)

| 入力区分 | 所管 | 受付番号 | 団地コード | 住宅コード | 入居年月日 | 区分 | 印鑑証明 | 入居請け書 |
|------|----|------|-------|-------|-------|----|------|-------|
| A22  | W  |      |       |       |       |    |      |       |

埼玉県県営住宅期限付入居請け書

(宛先)

埼玉県知事

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

年 月 日

|         |           |            |  |          |       |     |  |          |
|---------|-----------|------------|--|----------|-------|-----|--|----------|
| 入居権利者   | フリガナ      |            |  |          |       |     |  | 印鑑       |
|         | 氏名        |            |  |          |       |     |  |          |
|         | 住所        | 都・道<br>府・県 |  | 区<br>市・郡 |       | 町・村 |  |          |
|         | 自宅電話番号    |            |  | 携帯電話番号   |       |     |  |          |
| 緊急時等連絡先 | フリガナ      |            |  |          |       |     |  | 登録<br>印鑑 |
|         | 氏名        |            |  |          |       |     |  |          |
|         | 入居権利者との関係 |            |  |          | 続柄コード |     |  |          |
|         | 自宅電話番号    |            |  |          | 郵便番号  |     |  |          |
|         | 携帯電話番号    |            |  |          |       |     |  |          |
|         | 住所        | 都・道<br>府・県 |  | 区<br>市・郡 |       | 町・村 |  |          |
|         | 勤務先電話番号   |            |  |          |       |     |  |          |
| 勤務先名称   |           |            |  |          |       |     |  |          |

1 県営住宅の入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたいので、提出します。なお、別記（裏面）1から8までの事項その他埼玉県県営住宅条例及び埼玉県県営住宅条例施行規則に規定された事項を厳守し、誠実に履行することを誓約します。

(1) 所在地

(2) 県営住宅の名称及び住宅番号 県営.....住宅.....号棟.....号室.....

(3) 家賃（月額） 円。ただし、家賃の変更があつたときは、その額。

(4) 入居承認有効期間（地位承継承認有効期間） 年 月 日から 年 月 日まで。ただし、入居承認有効期間（地位承継承認有効期間）の延長があつたときは、延長後の期間の末日まで。

2 緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）の個人情報については、入居権利者が責任をもって緊急時等連絡先から提供の同意を得ます。

3 緊急時等連絡先は、別記（裏面）8記載のとおり、情報の提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

備考 1 緊急時等連絡先の印鑑証明書を添付すること。

2 続柄コードは（子21、子の配偶者31、父41、母42、義父45、義母46、祖父51、祖母52、配偶者の祖父53、配偶者の祖母54、孫55、兄61、弟62、姉63、妹64、義兄65、義弟66、義姉67、義妹68、おじ71、おば72、おい73、めい74、いとこ75、上司81、同僚82、友人83、その他99）とする。

(裏面)

別記

- 1 入居者（県営住宅に入居後の入居権利者をいう。以下同じ。）は、家賃を毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居承認の有効期間が満了する日までに、必ず住宅を明け渡します。
- 4 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）の承認を受けます。
  - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
  - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
  - (3) 緊急時等連絡先を変更しようとするとき。
  - (4) 住宅の模様替え等をしようとするとき。
  - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 5 入居者は、次の事由が生じたときは、知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）に届け出ます。
  - (1) 同居者に異動があつたとき。
  - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 6 入居者は、埼玉県県営住宅条例第29条の2第2項、第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。

（明渡し請求を受けることとなる事例）

  - (1) 不正な行為により入居したとき。
  - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
  - (4) 埼玉県県営住宅条例に基づき、知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）から高額所得者と認定されたとき。
  - (5) 正当な理由がないのに引き続き15日以上住宅を使用しなかつたとき。
  - (6) 他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (7) 入居者又は同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明したとき。
  - (8) その他埼玉県県営住宅条例又は当該条例に基づく知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）の指示に違反したとき。
  - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 7 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 8 入居者は、県営住宅の適正な管理のため、次の場合には知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）が、緊急時等連絡先に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。
  - (1) 入居者が死亡する等、緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
  - (2) 入居者が、他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (3) 入居者が、家賃を滞納したとき。
  - (4) 入居者が、住宅の明渡しに伴う一切の費用を支払わなかつたとき。
  - (5) 入居者と意思疎通を図ることが困難であると認めるとき。
  - (6) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

繼承人の中に「連帯保証人」や「緊急時等連絡先」及び「あて先」や「宛先」は  
ある。

相続人が3人中「第10条の3、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある。

相続人が3人中「第10条の4、」がある  
「第10条の4  
第14条の2の10  
第14条の4」  
「第14条の4」

第14条の2の10  
第14条の4  
「特例入居承認有効期間」及び「特例地位承  
認有効期間」がある。

相続人が4人中「第10条の7、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある  
「第10条の7第1項  
第14条の2の6において準用する第10  
第14条の2の13第1項  
第14条の7第1項」

第7条第1項  
「第14条の2の13第1項  
第14条の7第1項」  
がある。

相続人が5人中「第10条の7、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある。

相続人が5人中「第10条の7、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある  
「第13条第3項  
第16条第4項  
第16条第6項」  
第16条の2第3項  
において準用する条例

第16条の2第3項  
「第16条第5項において準用する第16条の2第3  
第16条の2第3項」  
がある。

「第16条の2第3項」  
「あて先」及び「宛先」及び「第13条第6項」及び「第13条第5項」  
がある。



に改める。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第12条関係）

県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅  
住宅番号 号棟 号室  
入居権利者

氏名 ㊦

住所

旧緊急時等連絡先

氏名 ㊦

住所

新緊急時等連絡先

氏名



下記のとおり緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）を変更することについて承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第12条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 理由

2 新緊急時等連絡先の連絡先等

|           |         |
|-----------|---------|
| フリガナ      |         |
| 氏名        |         |
| 住所        | (郵便番号 ) |
| 自宅電話番号    |         |
| 携帯電話番号    |         |
| 入居権利者との関係 |         |
| 勤務先名称     |         |
| 勤務先電話番号   |         |

備考 新緊急時等連絡先の印鑑証明書を添付すること。

様式第十号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

「氏 名

様式第十三号及び様式第十三号の二中「氏 名」を「電話番号(自宅) 住所

電話番号(携帯)」

とする。

様式第十四号の二中「(特例地位承継承認有効期間)」を「第16条第4項又は第6項」を「第16条第5項」に改める。

様式第十四号の三を次のように改める。

様式第14号の3（第14条の2の13、第14条の7関係）

県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅  
住宅番号 号棟 号室  
氏 名

埼玉県県営住宅条例（第16条第5項において準用する第16条の2第3項の規定  
第16条の2第3項の規定による入居承認有効期間  
による地位承継承認有効期間）の延長手続きをしたいので、緊急時等連絡先（緊急時等  
に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）（地位承継緊急時等連絡先）につ  
いて、下記のとおり報告します。

記

|           |        |          |
|-----------|--------|----------|
| フリガナ      |        | 登録<br>印鑑 |
| 氏名        |        |          |
| 住所        | (郵便番号) |          |
| 自宅電話番号    |        |          |
| 携帯電話番号    |        |          |
| 入居権利者との関係 |        |          |
| 勤務先名称     |        |          |
| 勤務先電話番号   |        |          |

備考 緊急時等連絡先（地位承継緊急時等連絡先）の印鑑証明書を添付すること。

様式第十五号中

|                  |    |    |
|------------------|----|----|
| 名義人の自宅及び勤務先の電話番号 |    | 36 |
| 自宅               | 24 |    |
| 勤務先              | 37 |    |

を

|       |    |
|-------|----|
| 名義人の  |    |
| 自宅・携帯 | 24 |
| 勤務先   | 37 |

|                 |  |    |
|-----------------|--|----|
| 自宅・携帯及び勤務先の電話番号 |  | 36 |
|                 |  |    |
|                 |  |    |
|                 |  |    |
|                 |  | 49 |

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県営住宅条例施行規則（第十四条の五、第十四条の六、様式第二号、様式第三号及び様式第十五号を除く。）の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。